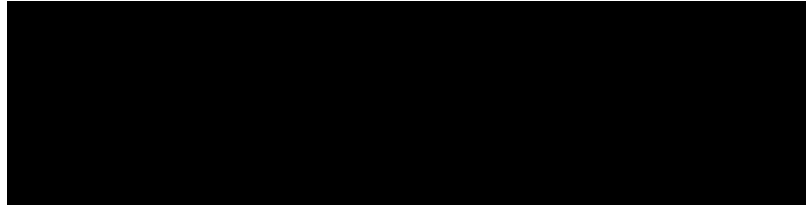


特定非営利活動法人 台東メンタルコミュニティ 定款

平成12年4月26日成立
令和5年6月5日定款変更 役員の任期



特定非営利活動法人台東メンタルコミュニティ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人台東メンタルコミュニティという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都台東区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、地域に居住する精神障害者に対して、その人権を守り、地域社会における自立と社会参加の助長を図り、地域の精神保健福祉の増進及び市民の心の健康づくりの推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として、次の事業を行う。

- (1) 地域で生活している精神障害者の生活全般に対するの支援と援助事業
- (2) 地域に居住する精神障害者の日常生活を支援するために、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業ならびに地域生活支援事業の運営。その他の精神障害者の社会復帰を促進する事業。
- (3) 精神障害者の自立と社会参加を促進するための啓発活動及び広報活動を推進する事業
- (4) 精神障害者への差別と偏見をなくし、その権利を擁護するための啓発活動
- (5) 市民の心の健康づくりを推進する事業
- (6) その他、前項の活動を行うために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体で、社員総会における議決権を有しないもの

(入会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申込みものとする。

2 代表理事は、前項の入会申込者が、第3条に定めるこの法人の目的に賛同し、第4条から第5条に定

める活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 3 この法人の賛助会員になろうとする者は、別に定める年会費を納入することによって会員となることができる。

(会費)

第8条 正会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 正会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上
 - (2) 監事1人以上
- 2 理事のうち1人を代表理事、2人を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の1に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 顧問

(顧問)

第20条 本会に顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により、代表理事が書面をもって委託する。

- 3 顧問は、総会及び理事会に出席することができ、業務について代表理事の諮問に応える。
- 4 顧問の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

策5章 会議

(種別)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(会議の権能)

第23条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び決算の承認
- (2) 役員を選任又は解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び合併
- (5) 理事会が総会に付すべき事項として議決した事項
- (6) その他、本会の運営に関する重要事項

- 2 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 会費の種類、その要件、会費の額
- (3) 会員の除名の承認
- (4) 役員報酬、職務
- (5) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (6) 総会に付すべき事項
- (7) その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(会議の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

- 3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めた場合。
- (2) 理事の現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合。

(会議の招集)

第25条 総会及び理事会は、前条第2項第3号を除いて代表理事が招集する。

- 2 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも10日前までに通知しなければならない。
- 3 理事会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の

少なくとも7日前までに通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、代表理事が必要と認めて招集するときは、この限りではない。

(会議の議長)

第26条 総会及び理事会の議長は、その会に出席した正会員及び理事の中から選出する。

(会議の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の過半数以上出席した場合に開会する。

2 理事会は理事総数の過半数が出席した場合に開会する。

(議決)

第28条 総会及び理事会の議事は、出席した構成員の過半数の同意で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会及び理事会において、第25条第2項または第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議決が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

3 議決すべき事項について、特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由により総会及び理事会に出席しない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面、ファクシミリ若しくは電磁的方法をもって表決し、または代理人をもって表決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、別に規則で定める代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3 やむを得ない理由により総会及び理事会の会場に来ることが出来ない構成員は、即時性及び双方向性が確認されたウェブ会議、テレビ会議、音声会議等のシステムにより総会及び理事会に出席し、表決することができる。

4 第1項の規程により表決権を行使する構成員が、第27条及び前条第1項の規定の適用については、総会及び理事会に出席したものとみなす。

(書面等による議決)

第30条 代表理事は、簡易な事項または緊急を要する事項については、理事が書面により賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所。

(2) 会議の構成員総数及び出席者（ウェブ会議、テレビ会議、音声会議等のシステムによる出席者があつた場合と、書面、ファクシミリ若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合は、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選出に関する事項

2 総会の議事録には議長及びその会議において選出された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

3 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会議の構成員総数及び出席者（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

第6章 資 産

（資産の構成）

第32条 この法人の資産は、次の通りとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業による収益
- (5) 資産から生ずる収益
- (6) その他の収益（補助金及び助成金等）

（資産の管理）

第33条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第7章 会 計

（会計の原則）

第34条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行われなければならない。

（事業年度）

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第36条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第37条 前条の規定にかかわらず、やむをえぬ事由により予算が成立しないときは、代表理事は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）

第38条 予算成立後やむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第39条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了

後の通常総会の承認を得なければならない。

- 2 本会の決算において剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 40 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 41 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。ただし可否同数の時は議長の決するところによる。

(解散)

第 42 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第 43 条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

(残余財産の帰属)

第 44 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の半数以上の議決を経て選定された特定非営利活動法人または公益法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 45 条 この法人が合併しようとするときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 46 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第47条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第48条 事務局長及び職員の任免は、理事会の議決を経て代表理事が行う。

(組織及び運営)

第49条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第11章 雑 則

(細 則)

第50条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

この定款は、平成19年6月18日から施行する。

この定款は、平成24年9月10日から施行する。

この定款は、平成25年9月5日から施行する。

この定款は、平成30年8月27日から施行する。

この定款は、令和3年8月26日から施行する

この定款は、令和5年6月5日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成14年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第35条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成13年3月31日とする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第36条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員年会費 6,000円 団体会員年会費 12,000円

(2) 賛助会員年会費一口 2,000円

別 表 設立当初の役員

役職名	氏 名
代表理事	川瀬 雅子
副代表理事	文珠川 実
副代表理事	手束 和子
理事	齊藤 潤子
監事	金田 寿世